

○印旛郡市広域市町村圏事務組合軽費老人ホーム管理運営規則

昭和 53 年 4 月 1 日
規 則 第 2 号

改正	平成 5 年 8 月 10 日	規則第 1 号	平成 15 年 2 月 18 日	規則第 8 号
	平成 10 年 3 月 31 日	規則第 2 号	平成 15 年 10 月 30 日	規則第 9 号
	平成 13 年 2 月 20 日	規則第 1 号	平成 16 年 3 月 22 日	規則第 1 号
	平成 13 年 8 月 20 日	規則第 2 号	平成 17 年 1 月 11 日	規則第 1 号
	平成 14 年 1 月 10 日	規則第 1 号	平成 18 年 2 月 20 日	規則第 1 号
	平成 14 年 3 月 22 日	規則第 18 号		

(趣旨)

第 1 条 この規則は、印旛郡市広域市町村圏事務組合軽費老人ホーム設置条例（昭和 53 年印旛郡市広域市町村圏事務組合条例第 2 号。以下「条例」という。）第 5 条の規定により、印旛郡市広域市町村圏事務組合軽費老人ホーム（以下「ホーム」という。）の管理運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(事業目的)

第 2 条 ホームの事業目的は、低所得階層に属する老人であつて、家庭環境、住宅事情等の理由により居宅において生活することが困難な老人に低額な料金で日常生活の場を提供し、給食その他必要な便宜を供与することによつて、健康で明るい生活が送れることを目的とする。

(所掌事務)

第 2 条の 2 ホームの所掌事務は次のとおりとする。

- (1) 公印の保管に関する事。
- (2) 文書の收受及び保管に関する事。
- (3) ホームの運営、管理に関する事。
- (4) 入所者の介助及び処遇に関する事。
- (5) 職員の服務整理に関する事。
- (6) その他ホームの庶務に関する事。

(職員)

第 3 条 国の定める基準によりホームに次の職員を置く。

- (1) 所長
- (2) 事務員
- (3) 生活相談員
- (4) 介護職員
- (5) 看護職員
- (6) 栄養士
- (7) 調理員
- (8) 嘱託医

(所長の専決事項)

第 4 条 次の各号に定める事項は、所長が専決することができる。

- (1) 所属職員の県内及び東京都の出張命令及び復命に関すること。
- (2) 所属職員の年次休暇に関すること。
- (3) 所属職員の時間外勤務命令及び特殊勤務命令に関すること。
- (4) 軽易な事項について令達以外の文書に関すること。
- (5) 日誌等の検閲に関すること。
- (6) 台帳類の整備保管に関すること。
- (7) 所属職員の事務分担に関すること。
- (8) 所属職員の早退承認に関すること。

(入所資格)

第5条 ホームに入所することができる者は、次の各号の要件を備えている者で、管理者が適当と認めた者

- (1) 60歳以上の者であること、ただし、60歳以上の配偶者と共に入所する者については、この限りではないこと。
- (2) 健康で他人の介護を必要としない者
- (3) 身寄のない者、又は家庭の事情等により家庭と同居できない者
- (4) 利用料を負担する能力のある者で、かつ、月収が基本利用料の2倍以下であること。
- (5) 身元保証人の保証のある者で（原則として保証人は圏域内居住者）

(入所の申請)

第6条 ホームに入所しようとする者は、入所申込書（別記第1号様式）に、次に掲げる書類を添えて管理者に提出すること。

- (1) 戸籍謄本
- (2) 住民票謄本
- (3) 健康診断書（別記第2号様式）
- (4) 収入申告書
- (5) 保証書（別記第3号様式）
- (6) 履歴書（ホーム規定のもの）
- (7) 前各号のほか管理者が必要と認める書類

(入所の決定)

第7条 管理者は前条の規定により入所申告書を受理したときは、必要な調査を行つたうえ、承認又は不承認を決定し、入所承認（不承認）通知書（別記第4号様式）により通知するものとする。

(入所)

第8条 前条の規定により入所の承認を受けた者は、次の各号に掲げるものを携行のうえ、入所指定日に入所しなければならない。

- (1) 誓約書（別記第5号様式）
- (2) 寝具及び衣類
- (3) その他管理者が必要と認めるもの

(保証人)

第 9 条 第 5 条第 5 号の規定する保証人（入所後保証人が保証能力を失つたときは直ちに届け出ること。）は、次の各号に掲げるいつさいの責を負う能力のある者でなければならない。

- (1) 入所者が利用料その他の費用を支払わなかつた場合の費用の負担
 - (2) 入所者が入所の許可を取り消された場合の身柄の引き受け
 - (3) 前各号のほか入所者の身上に関し必要な事項
- （利用料）

第 10 条 ホームの利用料及び暖房費は、別表 1 のとおり定める。

2 管理者は、前項の利用料の内事務費については別表 2 の階層区分に応じて減免する。

3 月の中途において入所又は退所した者の利用料は、日割計算により算出した額とする。ただし、1 ヶ月を 30 日として計算する。

（利用料の徴収）

第 11 条 利用料は、毎月 5 日（休日の場合は翌日）にその月分を徴収する。ただし、月の途中に入所した者については、その入所日に徴収する。

（利用料等の徴収猶予）

第 12 条 管理者は、入所者が疾病・収入の時期その他特別の理由により納付期限までに利用料及び暖房費を納入できないと認めるときは、利用料及び暖房費の徴収を猶予することができる。

2 前項の徴収猶予を受けようとする者は、管理者に徴収猶予申請書（第 6 号様式）を提出し許可を受けなければならない。

（自己負担等の費用）

第 13 条 入所者は、所長の許可を得て特別に使用する電気料等を負担しなければならない。

（入所許可の取消し）

第 14 条 管理者は、入所者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、入所許可を取消することができる。

- (1) 第 5 条に規定する資格を失つたとき。
- (2) 疾病により長期にわたる療養が必要となつたとき。
- (3) 諸規定等に違反したとき。
- (4) 前 3 号のほか、管理者が不適當と認めるとき。

（退所）

第 15 条 入所者は、退所しようとするときは、1 箇月前までに退所届（別記第 7 号様式）を管理者に提出しなければならない。

（生活指導）

第 16 条 所長は、入所者に対し、明るい環境のもとに心身の状態に応じた規律ある生活ができるよう指導するとともに、入所者の処遇又は一身上についての面接相談を実施しなければならない。

（給食）

第 17 条 所長は、毎週の献立予定表を作成し、入所者のし好及び体質に応じた

給食を行わなければならない。

(保健衛生)

第 18 条 所長は、入所者の保健衛生及び老人ホームの環境衛生の向上のため次の各号に掲げる事項を行わなければならない。

- (1) 毎週 2 回以上の入浴準備
- (2) 年 2 回以上の定期健康診断
- (3) 静養室・食堂・便所等の清掃及び消毒
- (4) 適切な運動・娯楽その他保健衛生上必要と認められる事項

(診療)

第 19 条 所長は、入所者の健康管理に留意するとともに、入所者が疾病又は負傷したときは、嘱託医の指示により適切な措置を講じその回復をはかるよう努めなければならない。

(入所者の遵守事項)

第 20 条 入所者は、相互の親睦に努めるとともに、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 所長の定める日課表に従い、規律ある生活をする事。
- (2) 火気の手扱いに注意すること。
- (3) けんか・口論・でい酔・とばく・中傷等他人の迷惑となるような行為をしないこと。
- (4) 建物・設備等に故意に損害を与えたり形状を変更しないこと。
- (5) 医師の診療を拒否し又は職員の指示及び注意に反した行為をしないこと。
- (6) 快適なホーム生活の維持向上をはかるため常に内外の清掃を行い清潔整頓に努めなければならない。
- (7) 前各号のほか、ホームの管理運営等に支障のある行為をしないこと。

(申出事項)

第 21 条 入所者は、外出及び外来者との面会をしようとするときは、所長に申し出なければならない。

(承認事項)

第 22 条 入所者は、次の各号の一に該当する場合には、所長の承認を受けなければならない。

- (1) 入所者が外泊するとき。
- (2) 面会人が宿泊するとき。
- (3) 指定以外の電気器具等を使用するとき。
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、所長が必要と認めるとき。

(災害予防等)

第 23 条 所長は、火災その他の非常災害に備えて、消化・避難・救出等に関する計画を定めるとともに次の各号に掲げる事項について常に留意しなければならない。

- (1) 消化設備の適切な配置と点検

- (2) 火気使用箇所及び配線の点検
- (3) 定期的な非常災害対策の訓練
- (4) 所轄消防署との密接な連絡による災害防止

(委託)

第24条 この規則で定めるもののほか、ホームの管理及び運営について必要な事項は管理者の承認を得て所長が定める。

附 則(省略)

附 則(平成5年8月10日規則第1号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成10年3月31日規則第2号)

この規則は、平成10年4月1日から施行する。

附 則(平成13年2月20日規則第1号)

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第10条第1項及び第2項の規定は、平成12年4月1日から適用する。

附 則(平成13年8月20日規則第2号)

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第10条第1項及び第2項の規定は、平成13年4月1日から適用する。

附 則(平成14年1月10日規則第1号)

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第10条第1項及び第2項の規定は、平成13年4月1日から適用する。

附 則(平成14年3月22日規則第18号)

この規則は、公布の日から施行し、平成14年4月1日から適用する。

附 則(平成15年2月18日規則第8号)

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第10条第1項及び第2項の規定は、平成15年4月1日から適用する。

附 則(平成15年10月30日規則第9号)

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第10条第1項及び第2項の規定は、平成15年4月1日から適用する。

附 則(平成16年3月22日規則第1号)

この規則は、平成16年4月1日から施行する。ただし、第1条の規定は、平成15年4月1日から適用する。

附 則(平成17年1月11日規則第1号)

この規則は、公布の日から施行し、改正後の印旛郡市広域市町村圏事務組合軽費老人ホーム管理運営規則の規定は、平成16年4月1日から適用する。

附 則(平成18年2月20日規則第1号)

この規則は、公布の日から施行し、改正後の印旛郡市広域市町村圏事務組合軽費老人ホーム管理運営規則の規定は、平成17年4月1日から適用する。

印旛郡市広域市町村圏事務組合軽費老人ホーム管理運営規則別表

別表 1

利 用 料 (1 人 月 額)			冬期加算 (月額)
事 務 費	生 活 費	計	11 月から 3 月まで
108,900 円	50,210 円	159,110 円	1,880 円

別表 2

対象収入による階層区分		本人からの事務費 徴収額 (月額)
1	1,500,000 円以下	10,000 円
2	1,500,001 円 ~ 1,600,000 円	13,000
3	1,600,001 ~ 1,700,000	16,000
4	1,700,001 ~ 1,800,000	19,000
5	1,800,001 ~ 1,900,000	22,000
6	1,900,001 ~ 2,000,000	25,000
7	2,000,001 ~ 2,100,000	30,000
8	2,100,001 ~ 2,200,000	35,000
9	2,200,001 ~ 2,300,000	40,000
10	2,300,001 ~ 2,400,000	45,000
11	2,400,001 ~ 2,500,000	50,000
12	2,500,001 ~ 2,600,000	57,000
13	2,600,001 ~ 2,700,000	64,000
14	2,700,001 ~ 2,800,000	71,000
15	2,800,001 ~ 2,900,000	78,000
16	2,900,001 ~ 3,000,000	85,000
17	3,000,001 ~ 3,100,000	93,000
18	3,100,001 ~ 3,200,000	101,000
19	3,200,001 ~ 3,300,000	全 額
20	3,300,001 ~ 3,400,000	全 額
21	3,400,001 円以上	全 額

(注1) この表における「対象収入」とは前年の収入(社会通念上収入として認定することが適当でないものを除く)から、租税、社会保険料、医療費等の必要経費を控除したこの収入をいう。

(注2) 本人からの事務費徴収額(月額)は、上表により求めた額とする。ただし、その額が当該施設における事務費を超えるときは、当該施設の事務費(月額)を本人から事務費徴収額(月額)とする。

(注3) 夫婦で入所する場合については、夫婦の収入及び必要経費を合算し、合計額の2分の1をそれぞれ個々の対象収入とし、その額が150万円以下に該当する場合の夫婦それぞれの事務費徴収額については、上表の額から

30%減額した額を本人からの事務費徴収額（月額）とする。この場合 100円未満は切り捨てとする。

（注4）平成3年6月30日以前から入所している者については、当分の間、次の事務費徴収額とする。

階 層 区 分			本人からの事務費 徴収額（月額）
A	所得税	市町村民税の非課税者	10,000円
B	非課税者	均等割のみ納税者	15,000
C1		所得割課税者	20,000
C2	所得税 課税者	所得税 7,300円以下	25,000
C3		7,301円 ~ 14,900円	30,000
C4		14,901 ~ 22,200	35,000
C5		22,201 ~ 29,700	40,000
C6		29,701 ~ 37,200	45,000
C7		37,201 ~ 44,600	50,000
C8		44,601 ~ 52,200	55,000
C9		52,201 ~ 59,800	60,000
C10		59,801円以上	全 額

備考

本人からの事務費徴収額（月額）は、上表により求めた額とする。ただし、その額が当該施設における事務費を超えるときは、当該施設の事務費（月額）を本人からの事務費徴収額（月額）とする。